

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)(先議)要旨

本法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、油濁損害に係る船舶所有者の賠償責任の限度額を約五十パーセント引き上げる措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、船舶所有者の責任の限度額を、次に掲げる金額に引き上げる。

- 1 五千トン以下の船舶においては、一単位の四百五十一万倍の金額
- 2 五千トンを超える船舶においては、一単位の四百五十一万倍の金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の六百三十一倍を乗じて得た金額を加えた金額(その金額が一単位の八千九百七十七万倍の金額を超えるときは、一単位の八千九百七十七万倍の金額)

二、この法律は、平成十五年十一月一日から施行する。

なお、一の「一単位」とは、国際通貨基金協定に定める特別引出権による一特別引出権に相当する金額で、

平成十五年四月一日現在においては、日本円で約百六十二万円である。